

## 修理・点検・校正をお申込みされるお客様へ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度当社品質管理部は、ISO/IEC 17025 試験所認定機関である PJLA (ペリージョンソン ラボラトリー アクレディテーション) から校正機関として認定されました。ILAC、APAC との間で相互承認協定 (MRA) を結んでいる認定機関からの取得により、多くのお客様にご要望をいただいております認定シンボルマーク付きの ISO/IEC 17025 校正証明書の発行が可能となりました。

認定取得に伴い、「修理・点検・校正依頼書」を改定いたしましたので、修理依頼の場合も含め、次の事項についてご了承の上、当社の対象品をお送りいただきますようお願い申し上げます。

### 重要なお知らせ (点検・校正)

1) ISO 17025 校正では、対応可能なレンジが下記の通りになりますので、ご希望のレンジが対応可能かをご確認ください。プローブの種類にも依存いたしますので、ご不明な点はお相談ください。

- 電磁式膜厚測定器 : 9  $\mu\text{m}$  ~ 8000  $\mu\text{m}$
- 渦電流式膜厚測定器 : 11  $\mu\text{m}$  ~ 3000  $\mu\text{m}$

また、ISO 17025 校正に対応できない特殊プローブが一部あり、弊社からご連絡させていただく場合がございます。

2) 校正作業前には点検・調整作業を実施し検査成績書を発行いたします。検査成績書には、当社が設定した検査合否基準に沿った合否判定結果が記載されます。この検査成績書には認定シンボルマークは付与されません。あくまで弊社基準による点検と調整作業の結果となります。点検・調整作業後に校正作業を行わせて頂きます。

3) ISO 17025 校正証明書には合否判定が含まれません。合否判定が必要な場合は、お客様の要請に応じて判定を行う必要がありますので、「判定結果についての確認書」へご記入をお願いいたします。

※ISO/IEC 17025 の要求事項[7.1.3]に従い、お客様が適合性の表明をご希望する場合は対応いたしますが、当社が合否判定基準を相談なく設定、判定結果を記載することはできません。また、適合性の表明は、お客様が提示された判定ルールに対して行うものであり、測定器の精度を保証するものではありません。

4) ISO 17025 校正ではなく、これまでと同じ校正証明書 (一般校正) をご希望のお客様は、その旨を依頼書の「ご依頼内容・不具合内容」にご記入ください。

## 申込全般についてのお知らせ

### 1) お申込みについて

修理・点検・校正依頼書に必要な事項をご記入ください。納期は、対象品受領から終了まで3週間程度かかります。精密機器運搬に耐えうる梱包をお願いします。

### 2) お申込みの取消等

以下の事項の一つでも該当する場合、当社の判断でお申込みを辞退、又は一旦受け付けたお申込みを取り消す場合があります。

なお、一旦受け付けたお申込みを取り消す場合、それまでの実費を請求させていただく場合があります。

- ① お申込み内容が、当社において対応することが技術的に困難なものであった場合。
- ② 当社が必要と判断する校正対象品等をご提出いただけない場合。
- ③ お客様において、資産、信用状態が悪化、又はその恐れがある場合。
- ④ 違法行為、公序良俗違反行為、反社会的な行為、その他当社の業務遂行に支障を来す行為、又はその恐れのある組織・団体等からのお申込みに該当する場合。
- ⑤ その他お申込みについて当社が不適切と判断した場合。

### 3) 申込内容の変更

申込書ご提出後、お客様においてその内容の変更を希望される場合は、その旨を文書にて当社にご提出ください。この場合、料金、終了予定日等が変更となる場合があります。また、当社が修理、校正を実施するために校正内容の変更、追加等が必要と判断した場合、料金、終了予定日等について改めて協議させていただきます。

### 4) お申込みのキャンセル

お申込みをキャンセルされる場合は、その旨を文書にて当社にご提出ください。料金につきましては、それまでの実費を請求させていただく場合があります。

### 5) 校正に関する確認事項

- ① 当社では、当社の手順書に従って校正を行います。当社が作成した手順書のうち、国際規格等によって方法が定められている場合は、その方法に準拠しております。
- ② 校正を行った項目の値は、当社が校正を実施した時点の測定値を報告しております。なお、その測定値についての国際規格等に照らした合・否の判定はありません。ISO/IEC 17025 の要求事項[7.1.3]により原則要請された場合に行うものとなります。

### 6) 校正証明書等

- ① 校正証明書は、カラーコピー及び一部分を複製して利用することはできません。
- ② 校正証明書に記載される校正項目は、必ずしも国際規格等で定められた校正項目の全てを含むものではありません。
- ③ 機器類に貼付されるラベル等は、発行された校正書の項目についてのみ校正が行われたことを意味し、その機器類が有する全ての機能について校正が行われたことを意味するものではありません。

(別紙)

- ④ 発行する書類は、「校正証明書・検査成績書・トレーサビリティ体系図」ですが、ISO 17025 認証対象は校正証明書のみですので、校正証明書にのみ ISO/IEC 17025 認証シンボルマークが付きます。

7) 免責事項

- ① 天災地変、その他不可抗力により、修理、校正業務の履行及び校正書の発行ができなくなった場合、当社はその責を負わないものとします。
- ② 対象品等の輸送中に生じた損害については、当社はその責を負わないものとします。

8) 異議・苦情申し立て

校正結果に関する異議または校正業務に関する苦情は、文書にて当社にお申し出ください。当社において異議または苦情の内容を調査及び審議し、当社が必要であると判断した場合には、お客様に対し文書で回答させていただきます。

9) 機密保持

当社は、校正業務を遂行する上で知り得たお客様情報は、他に漏らさないことをお約束いたします。但し、以下の場合には当社の判断で第三者に開示することがあります。

- ① 当社が ISO/IEC 17025 等の審査を受ける際に認定機関に対し審査資料として開示する必要があった場合。
- ② 法令または官公署からの命令・要請等があった場合。

10) 個人情報の取扱い

お客様の個人情報は、校正業務に関わるご連絡、調整及び当社が実施しております他の業務のご案内、市場調査及び各種情報の提供の際に限り利用させていただきます。

11) その他

上記に記載のない事項あるいは疑義が生じた事項については、お客様と当社で協議の上、解決にあたるものとします。